一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月一日　第二号
二　登録認定機関の名称及び住所
　公益財団法人日本合板検査会　東京都港区西新橋三丁目十三番三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　合板、フローリング、集成材、単板積層材、構造用パネル、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材並びに直交集成板
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都港区西新橋三丁目十三番三号

○農林水産省告示第二百五十九号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第三項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月一日　第一号
二　登録認定機関の名称及び住所
　有限会社リーファース　東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一

○農林水産省告示第二百六十号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月一日　第二十六号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般財団法人日本食品分析センター　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号

○農林水産省告示第二百六十一号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月十日　第三十六号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人日本果汁協会　東京都港区芝大門一丁目十番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都港区芝大門一丁目十番一号全国たばこビル三階

○農林水産省告示第二百六十二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年四月十一日　第五十一号
二　登録認定機関の名称及び住所
　鶴岡市　山形県鶴岡市馬場町九番二十五号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　山形県鶴岡市
(2)　認定を行う事業所の所在地
　山形県鶴岡市藤島字笹花二十五番地

○農林水産省告示第二百六十三号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月一日　第二十四号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般財団法人日本穀物検定協会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び中華人民共和国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第二百六十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月三十日　第四十四号
二　登録認定機関の名称及び住所
　海外貨物検査株式会社　東京都中央区日本橋兜町十五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第二百六十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年一月十三日　第百十一号
二　登録認定機関の名称及び住所
　海外貨物検査株式会社　東京都中央区日本橋兜町十五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　生産情報公表農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第二百六十六号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月十日　第三十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
　公益財団法人自然農法国際研究開発センター
　長野県松本市波田五千六百三十二番地一